

【全52項目】親が亡くなった「後」にやること全リスト

いつ (推奨)	完了 チェック	どこで	なにを	費用	ポイント	
当日		病院等 (事故死等の場合は警察)	死亡診断書(死体検案書)の受取	3,000~10万円	死亡届とセットになっている	
			退院手続き	要確認	入院中に亡くなった場合は、入院費の精算をして退院手続きが必要	
		葬儀社	通夜に関する打ち合わせ	タクシー代など 必要に応じて支払い が発生する 領収書を忘れずに！	遺体の搬送~通夜、葬儀、葬儀後まで疑問点はまるごと相談しよう	
			葬儀に関する打ち合わせ			
		-	故人の近親者・勤務先への連絡			通夜や葬儀の日程が決まっている場合は、あわせて連絡する
			あなたの勤務先・知人への連絡			全員に連絡をするのは大変なので、代表者から周りに伝えてもらうのもおすすめ！
2日目		役所	死亡届の提出			記入したら、 必ず複数コピー を取っておく 今後の手続きで何度も必要になる
			火葬・埋葬許可申請書の提出			死亡届提出時にあわせて申請する 火葬時に必要なので、 保管必須
	葬儀社	納棺	一緒に供えたいものを選んでおこう			
	自宅もしくは葬儀社	通夜	執り行わない場合もある ケースバイケースで対応しよう			
3日目		葬儀社	葬儀・告別式	葬儀社としっかり打ち合わせしよう 受付などは知人をお願いするべき		
			出棺			
		火葬場	火葬	火葬を待っている間に、親族で食事をするケースもある		
			火葬許可証の提出	死亡届提出時に取得した火葬許可証を、火葬場に提出する		
			火葬済印のある火葬・埋葬許可証の受取	火葬終了後に、埋葬許可証として受け取る 埋葬時に提出するので 保管必須		
7日目	葬儀社	葬儀代の支払い	約50~300万円	葬儀に関連する領収書はすべて保管		
	自宅/お寺/斎場など	初七日法要	約5~10万円	執り行わないケースもある		
14日 以内	亡くなった人の 本籍地の役所	戸籍窓口	除籍謄本の取得	約1,000円程度	相続手続で必要 最低でも2部は元本取得、複数コピーを保管	
			相続人の戸籍謄本の取得		相続人が同じ本籍なら、同時に戸籍謄本を取得しておく と相続手続時に便利	
	亡くなった人の 住所地の役所	住民票 窓口	住民票の除票の取得	数千円程度	必須	
			世帯主の変更届		必要に応じて	
		健康保険 窓口	資格喪失届		必須	
			健康保険証の返還		必要に応じて	
			後期高齢者医療 被保険者資格喪失届		必須 ※75歳以上で該当する場合	
			後期高齢者医療 被保険者資格証の返還		必要に応じて	
		高額医療費支給申請	必要に応じて			
		介護保険 窓口	資格喪失届		介護保険の被保険者だった場合必須	
	介護保険証の返還		必要に応じて			
	送付先変更届		必要に応じて			
	還付金の申請		必要に応じて			
	障がい福祉 窓口	障がい者手帳の返還	必要に応じて			
未払い手当の申請		必要に応じて				

【全52項目】親が亡くなった「後」にやること全リスト

いつ (推奨)	完了 チェック	どこで	なにを	費用	ポイント	
		年金事務所	受給者死亡届	必要書類取得費用が発生する場合も	必須 ※厚生年金の場合(10日以内) 該当する場合は必須 遺族基礎年金・遺族厚生年金・寡婦年金・死亡一時金など該当する場合は、必要に応じて	
			未支給年金請求の届出			
			その他の遺族年金の届出			
			警察署	通知停止手続き	-	
				運転免許証の返還		
			各サービス	諸契約やサブスクの解約		
		生命保険会社	死亡保険金の請求			支給までに数ヶ月かかるので、早めの申請がおすすめ
2ヶ月以内		自宅/お寺/斎場など	四十九日法要と納骨	約10~25万円		親族と相談して執り行う
		-	香典返しを贈る	香典の半額~1/3程度の金額		
		銀行	銀行へ連絡	-	連絡をしないと口座が凍結されるので、タイミングはしっかり見極めるべき	
		家庭裁判所等	相続手続の開始	数千円~10万円以上	自分であるか、弁護士を入れるのかで費用が大きく違う	
3ヶ月以内		家庭裁判所	相続放棄の申立て	3,000~10万円程度	この期限を過ぎてしまうと、相続放棄も限定承認もできなくなる	
			相続の限定承認の申立て	数万~50万円程度		
4ヶ月以内		税務署	準確定申告	無料~数万円程度	自分であるか、税理士に依頼するのかが費用が大きく違う	
			還付金受領の手続きと分配			
10ヶ月以内		税務署	相続税の申告	無料もしくは遺産総額の0.5~1%		
			相続税の納税	相続税申告の金額		
2年以内		健康保険組合または全国健康保険協会	埋葬料給付申請	-		亡くなった人が社会保険加入者の場合が対象
		役所	健康保険窓口			葬祭費給付申請
3年以内		法務局	相続した不動産の相続登記	数千円~数万円		